

デルタ株感染拡大防止集中対策の期間延長について

令和 3 年 9 月 9 日

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染者数が減少傾向にあるが、東京や福岡、広島などに出されている緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間が延長され、予断を許さない状況にある。

本県においては、8月25日から集中対策を強化し、県有施設の休館や飲食店等への営業時間短縮要請などを実施しており、やや改善の兆しが見られているところだが、未だステージ4の状態にあることや、隣県の福岡・広島
の緊急事態宣言が継続していることなどから、ここで気を緩めることなく、徹底的に感染拡大を抑え込むため、集中対策の期間を延長する。

2 集中対策の延長期間

9月13日(月)～9月26日(日)

3 県民、事業者への要請

(1) 県外との往来の自粛

○県外との往来は、通勤、通学、通院等やむを得ないものを除き、自粛

○特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県との往来は、最大限自粛

○家族や親戚等が、帰省等でやむを得ず来県される場合であっても、来県前の体調管理に努めるとともに、事前のPCR検査を活用したり、不要不急の外出を控えるなど、慎重に行動

(2) 外出機会の半減

○不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会を半減

例:まとめ買いや宅配の利用等による買い物回数の低減、大人数での会合や飲食、カラオケ等の自粛

※通院、通勤、通学など、日常生活上で必要なものまでは制限しない

○旅行は、県内外に関わらず、可能な限り延期

○県観光連盟の発行する「行こうよ。やまぐちプレミアム宿泊券・フェリー券」の利用停止(当面)

○県観光連盟の実施する「旅々やまぐち県民割」事業の停止(当面)

○Go To Eat キャンペーン食事券の販売停止及び利用自粛(テイクアウト除く)(当面)

○みんなでたべちゃろ! キャンペーン・やまぐち食彩店における値引きサービスの停止(当面)

(3) 感染予防対策の徹底

- 「新しい生活様式」を実践するとともに、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、基本的な感染予防対策を徹底
- ※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）」
- 会食は、少人数・短時間となるようにするとともに、普段一緒にいる人以外との会食・会合等は自粛
- 外食する際は、感染防止対策に取り組む新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店等を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策へ協力
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談
- 感染への不安がある方は、集中PCR検査を活用

(4) 事業者における感染防止対策の強化

- 飲食店等の営業時間の短縮、又は、休業
- ※9/13(月)～9/26(日)の間も引き続き、飲食店等に対し、営業時間は20時まで、酒類の提供は19時までとするよう要請するとともに、夜間の見回りを実施
- 「頑張る事業者リスタート補助金」や飲食店の第三者認証制度「やまぐち安心飲食店」の活用等による感染防止対策の強化
- 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを改めて徹底
- 特に、休憩室、喫煙所、更衣室等居場所の切り替わりに注意し、会話時のマスク着用、手指消毒、十分な換気、共用部分のこまめな消毒などの感染防止対策を徹底
- 県外出張は自粛することとし、特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域への出張は、最大限自粛
- やむを得ず県外との往来があった従業員等のPCR検査の実施（中小企業PCR検査補助金の活用等）や、在宅勤務（テレワーク）及び健康管理に対する配慮

○在宅勤務やW e b会議の活用等により、人との接触機会を低減。また、在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底

4 学校における感染防止対策

○生徒・教職員等が、県外との往來を伴う全国大会等に参加した際の帰県後 P C R検査の実施

○教職員等を対象とした感染防止対策に係るオンデマンド配信

○衛生管理マニュアルに定める地域の感染レベルは「レベル3」を継続

- ・衛生管理マニュアルに定められた感染防止対策等の徹底
- ・生徒・教職員等が県内での校外行事・大会等に参加する前の P C R検査の実施
- ・部活動における練習試合や合宿等については、県内外に関わらず、原則実施しない

5 イベント等の開催制限

○原則、県主催イベントの中止、又は、延期

○県外からの参加自粛を呼びかけるよう主催者に要請

6 県有施設の利用制限

○原則として、県有施設は休館

※県の管理する公園の遊具等は使用禁止措置

○貸出施設の新規貸出は中止

○予約済みの貸出施設については、利用者に利用自粛を呼びかけ

※利用者が中止または延期を行った場合、キャンセル料は徴収しない（すでに納付されている場合は全額還付）。

※中止または延期できない場合、利用者において感染対策を徹底した上で、施設利用を可能とする。（テナント入居施設についても感染対策を徹底した上で、利用可能とする）